

上田市IoT導入支援事業補助金

募集案内

応募受付期間：4月1日から11月30日午後5時まで（必着）

問合せ先

上田市商工観光部商工課次世代産業支援係

☎ 22-4100（代表）・23-5396（直通）

E-mail : shoko@city.ueda.nagano.jp

上田市 IoT 導入支援事業補助金 募集要領

1 補助金の概要

(目的)

自社課題の解決に取り組む上田市内の意欲ある中小製造業者に対して、IoT の先進技術を導入するための技術指導や設備導入に係る経費を助成することにより、企業の生産性向上や人材不足解消等を図ることを目的とします。

(助成対象者)

助成の対象となる事業者は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者で、上田市内に主たる事業所を有し、製造業を営む中小企業者としてします。

(助成対象経費)

助成対象経費は交付決定以降、当該年度における次に定める経費とします。

(1) 技術指導支援事業

外部の専門家等を活用して、生産性向上や製品の高付加価値化を実現するためのIoT の導入可能性の検討及びIoT を用いた設備投資計画を策定するために要する経費。

(2) 設備等導入支援事業

生産性向上や製品の高付加価値化を実現するために機械装置、ソフトウェアその他生産性向上に資するシステム等のIoT の設備導入に要する経費。

※以下のものは対象外とします。

- (1) 事務処理用のパソコン、スマートフォン、タブレット
- (2) 消費税及び地方消費税に相当する額

(助成率及び限度額)

助成率及び限度額は以下のとおりとします。

- (1) 助成率：対象経費の2分の1以内
- (2) 限度額：1件あたり50万円以下

※助成金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとします。

(助成金の交付時期)

助成金は、各年度における助成事業の確定後に交付するものとします。

2 応募の手続き

(応募期間及び応募先)

4月1日から11月30日午後5時(必着)までに下記の書類を上田市商工課に直接持参又は郵送により提出してください。締切を過ぎての提出は受付られません。

※募集期間内であっても採択額の合計が当該助成金の予算額に達した場合、募集は締切となります。

(応募書類)

応募の際、提出する書類は、次に定める書類とします。(様式有り)

- (1) 事業者概要書
 - (2) 事業概要調書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 事業所等における登記事項証明書、暴力団排除誓約書、現在事項全部証明書、市税の納税証明、事業に要する経費の見積書
- ※(4)は交付申請の際に提出してください。

(応募制限)

応募は、補助上限額の範囲内であれば複数回交付申請することができます。ただし、国・県等で採択された事業テーマは対象となりません。

3 遵守事項

(補助事業者の義務、制限等)

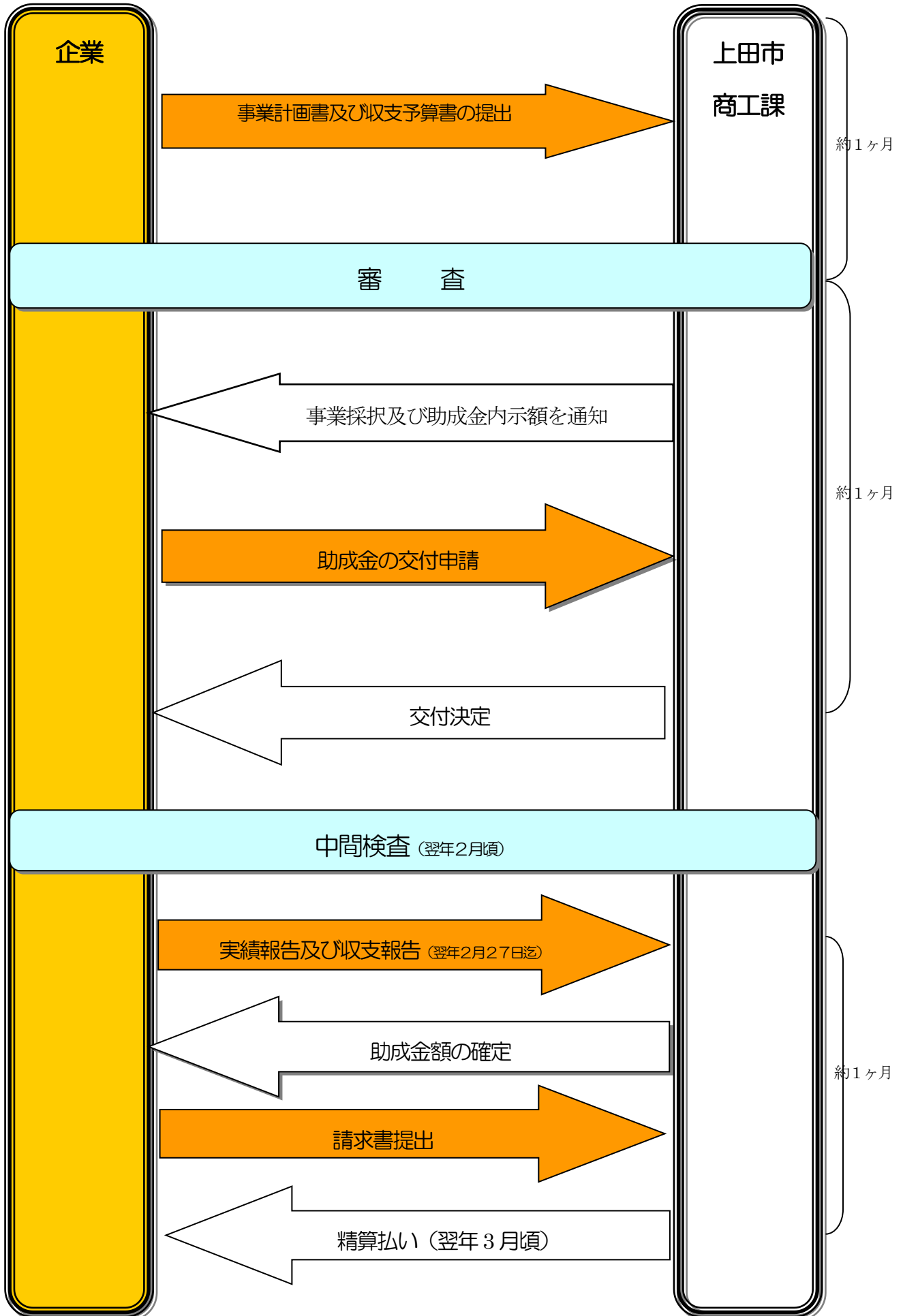
IoT 導入支援事業補助金の採択を受けた事業者は、次の事項を遵守することとします。

- (1) 採択後は、助成事業の題目(事業テーマ)及び事業者名等については、公表を原則とします。
- (2) 助成事業終了後、市から研究成果について発表の要請があったときは、可能な限り応じるものとします。
- (3) 助成事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間は保管しなければなりません。
- (4) 本助成金による成果品のパンフレット等には「本製品は上田市IoT 導入支援事業補助金を利用しています」等の文言を判りやすく入れて下さい。
- (5) 助成事業の実績報告書の提出は2月28日までとする。

なお、補助金の交付を受けた次年度末、又は次々年度末を目途に、申請時に記載いただいた事業目的の達成状況や、売上・付加価値額の実績を報告してください。

4 スケジュール

4月1日から11月30日 (随時応募可能)



助成対象経費

経費区分	助成対象経費の内容
技術指導支援経費	<p>IoT 技術指導の受け入れを必要とする場合に指導者等に支払われる経費、研修・講座参加費、コンサルティング委託経費または、専門家を依頼する際に相手方に支払われる経費</p> <p>※専門家依頼経費は、業務改善・効率化、生産性向上に向けた課題抽出整理を必要とする場合に専門家を派遣する経費</p>
設備等導入支援経費	<p>IoT 技術のシステム導入に支払われる経費</p> <p>①機械装置・部品（各種センサー・カメラ等のデバイス、WiFi・LPWA・RFID 等のデータ送受信装置等）</p> <p>②工具・器具（測定工具・検査工具等）</p> <p>③関連ソフトウェア等の購入、賃貸、製作、設置及び改良などに要する経費。</p>

※ただし、以下のものは対象外とします。

- (1) 事務用のPC、スマートフォン、タブレット端末など、汎用性があり目的外の使用が可能な設備・備品の購入費
- (2) 電話代、インターネット利用料、クラウド利用料等の通信費
- (3) システム導入に係る電気通信工事費
- (4) 現状のシステムをバージョンアップするだけ等、生産性向上に繋がらないシステム
- (5) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (6) 交付決定日以前に発注または設置した物件等の経費
- (7) 自社の人件費等
- (8) 他団体から補助金等の支援を受けている設備。

〈導入システムの例〉

- 紙文書で回覧していた作業指示書をタブレット端末に置き換えることで、リアルタイムに作業進捗が把握できるシステム
- 製品を入れる箱に QR コードをつけ、いつ・誰が・どの機械で製造したものがわかる等、トレーサビリティの向上を図るシステム
- 工作機械のパライトの電気信号をセンサーで受信し、機械の稼働状況を把握するシステム
- 機械のエラーや不良が起こった際にメールを受信することで遠隔から機械の状況を把握できるシステム など